

【 別 紙 】

国 総 動 流 第 3 4 号
平成18年10月16日

各 登 録 講 習 機 関 あ て

国土交通省総合政策局
不 動 産 業 課 長

宅地建物取引業法第16条第3項に基づく登録講習業務の
適正な運営の確保について

今般、登録講習修了者証明書（以下「修了者証明書」という。以下同じ。）の交付事務に関して、誤って、登録講習未修了者に修了者証明書を交付したこと、又は登録講習修了者に対して修了者証明書を交付しなかったことを主たる理由として、一部の登録講習機関に対して、宅地建物取引業法第17条の13の規定に基づき、改善命令を発出した。

もとより、本登録講習は、国家資格である宅地建物取引主任者の資格取得と密接な関連があるものであり、その実施に当たっては、公正かつ厳正に行われるべきであり、こうした事案が発生したことは誠に遺憾である。

各登録講習機関におかれては、本登録講習制度の重要性を踏まえ、講習実施機関としての責任を、再度強く認識され、今後このような事態を生じさせないよう、下記事項に十分留意のうえ、社内管理体制の強化を図り、登録講習業務の適正な運営の確保に努められたい。

なお、国土交通省としては、昨年8月から9月にかけて実施した立入検査を、今後も適宜実施する予定であること、また、立入検査時等において、その業務運営に不適正と認められる事案が判明した場合には、今後とも、厳正かつ適正に対処する所存であることを念のため申し添える。

記

1. 登録講習事務を行うにあたり必要な手順やチェック体制を整え、必要に応じマニュアル化するなど、適正な業務運営の確保に向けた事務処理体制を整えること。
2. 修了者証明書交付事務に遺漏なきよう、修了者証明書については修了が確認された者についてのみ印刷するなど慎重に取り扱い、交付前には修了者名簿との照合を必ず行うこと。

3. 宅地建物取引業法施行規則第10条の5第1号に規定する「宅地建物取引業に従事する者に対して登録講習を行うこと」を確認するために受講者に添付させる「宅地建物取引業法第48条に基づく従業者証明書」の写しについては、原則、受講申請時に提出させるものとし、やむを得ない場合に限り、スクーリング開始前までに提出させるようにすること。

(登録講習13機関)

財団法人不動産流通近代化センター

株式会社東京リーガルマインド

T A C 株式会社

株式会社住宅新報社

アットホーム株式会社

株式会社フォーサイト

株式会社総合資格

有限会社水戸法律センター

株式会社九州不動産専門学院

株式会社辰巳法律研究所

株式会社日建学院

株式会社週刊住宅新聞社

株式会社日本ビジネス法研究